

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、第一条中株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第五十七条第三項第一号口の表（注2）②及び第二百六十七条の表（注2）の改正規定は、同年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項附則別紙様式第二号並びに別紙様式第二号及び別紙様式第三号は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。